

区民各位

区長・環境美化推進連合組合長
駒ヶ根市生活環境課・教育委員会

令和7年度河川等一斉清掃の実施について

豊かな自然環境と安全で快適な生活環境を保全していくうえで、市民一人ひとりが環境意識を高め、主体性をもって保全活動に取り組んでいただくことが大切です。

そこで、下記のとおり、良好な河川環境の保全を目的として、地区と行政の協働による河川等一斉清掃を実施いたしますので、ご参加をお願いいたします。

なお、「地域環境の理解を深め、地域への愛着心を育てる」観点から、児童生徒にも清掃への積極的な参加をお願いしております。子供たちの参加を温かく迎えていただき、環境美化活動の意義を学べる機会となるようご協力をお願いいたします。

自治組合役員の皆様へ

各自治組合で決めた日程を入れて
から回覧してください。

記

- 1 実施日 5月25日(日) 小雨決行〈予備日6月1日(日)〉
※中止の場合、当日朝6:30までに市のホームページでお知らせします。

集合時刻 午前 時 分 集合場所

注意

粗大ごみ集積場所(区で1ヶ所)

河川清掃当日は、河川清掃ごみ受け入れのため、大田切りサイクルステーションで資源物及び一般家庭ごみの受け入れはできませんのでご注意ください。

2 実施要領

(1) 河川清掃

①河川・水路のごみ拾い、泥あげ、草刈りをする。

②生活雑排水は、各使用者が排水路等の清掃点検をする。

※河川・水路沿いの個人所有地の草刈り等については、事前に所有者の方々で実施していただきますようご協力をお願いします。

(2) 環境美化清掃

①地域内の道路、公園、広場等に散乱するごみの処理。

②ごみ集積所の清掃及び点検。

③道路交通上の障害物(雑草・樹木など)の除去。危険箇所の対策。

3 留意事項

①事故のないよう十分注意し、危険箇所の作業は避けてください。

②指定された場所以外の所にはごみ等を絶対に置かないでください。

③運搬の際には、交通ルール(定員超過、荷台乗車、運搬物落下等の禁止)を遵守してください。

④河川・水路等を減水又は止水する場合、あらかじめ水利関係者と連絡をとってください。

⑤大田切りサイクルステーションに草木類を搬入した場合、重機で荷台の草木を下ろす予定のため、荷台床面にはコンパネ等を敷いておいてください。なお、搬入者の方にも荷下ろしをしていただきたいので、搬入車両には2人以上の乗員をお願いします。

4 終了後の報告

隣組長は「参加人数、ごみの量」について、環境美化推進組合長（又は自治組合長）に当日中に報告して下さい。環境美化推進組合長（又は自治組合長）は、環境美化推進連合組合長に報告をしてください。

5 分別方法

| 種 類 | 処 理 方 法 | 処 理 先 |
|---------------------|---|---|
| ① 可燃ごみ (紙・廃プラ類) | <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄ごみ処理専用袋を使用すること（注①）。 ・可燃ごみと不燃ごみはきちんと分けて袋に入れること（注②）。 ・袋には専用シールを必ずはること。 ・袋には「河川清掃・〇〇区」と明記すること。 | 各地区の可燃物・不燃物集積所へ出すこと |
| ② 不燃ごみ (金属・ガラス類) | | |
| ③ 土砂、泥 | ・原則として地区内で処理 | 区で決めた場所へ |
| ④ 草、打ち枝 | <u>ア 原則として地区内で処理</u> イ 可燃物集積所へ出す場合、枝などは長さ 50cm 以内、太さ 10cm 以内に切断し、不法投棄ごみ処理専用袋へ（専用シールも必ず貼ること）。 ※地区内での処理が困難であり、かつ 10 袋以上の量となる場合は次のように対応してください。 ①袋に入れずに大田切りサイクルステーションに直接搬入する。 ②袋に入れて集積所ゲージ外に出しておき、河川清掃翌日に市へその旨を伝える。 | ア 区で決めた場所へ イ 各地区の可燃物集積所へ |
| | ⑤ 粗大ごみ | 区で決めた粗大ゴミ集積所に出してください。後日、市で回収するので、当日は大田切りサイクルステーションに持ち込まないでください。 |

注①：専用袋（旧指定ごみ袋と専用シール）は予め各地区に配布しています。専用袋の中身が可燃ごみ又は不燃ごみできちんと分別されていれば、どの色の専用袋を使用しても可です。なお、資源プラスチック類できれいなものは、紫文字袋へ入れて集積所に出してください。

注②：（汚れていない）びん・缶・乾電池は資源回収に出してください。

6 収集ごみを地区内で処理できない場合の対応について

大田切りサイクルステーションへ直接搬入してください。ただし、下記事項を厳守してください。

- (1) 搬入時間は、**午前 8 時 30 分～11 時**です。
- (2) ごみが多量にあり集積所が満杯になる場合、可燃・不燃ごみを直接搬入しても可です。
- (3) 草木類や側溝土砂類について、必ずごみを取り除き、土砂と草木を分けて搬入してください
 （例年、土砂や草木にごみ（ビン、缶、ビニール等）が混入されており、その除去に多額の費用がかかっています。分別の徹底にご協力ください）

